

4 生活支援と介護予防の推進に関する施策

(1) 高齢者の寝たきり、介護予防・生活支援の推進	100
(1) 介護予防・生活支援	100
① 介護予防・生活支援事業の推進	100
② 生活支援・介護予防の基盤整備への支援	104
(2) 介護予防サービスの推進	105
① 介護予防サービス	105
② 地域密着型介護予防サービス	106
(3) 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント	108
(4) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防	109
(2) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進	112
(1) 生活習慣病予防、早期発見・早期治療	112
① 健康づくりの推進	112
② 健康増進事業の推進	115
(2) 地域における多様な健康法の推進	117
(3) 生きがいづくりの推進	119
① 老人クラブ活動等の高齢者による地域活動の支援	119
② スポーツを通じた健康・生きがいづくり	122
③ 生涯学習、地域活動を通じた生きがいづくり	124
(4) 産業の担い手としての高齢者の就労促進	126
(1) 高齢者の就労促進	126
(2) 高齢者の生きがい就労促進	127
① シルバー人材センター連合会への支援	127
② 農業等への就労支援	128
(5) 高齢者の活動支援及びリーダー養成	129
(1) 高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援	129
① 高齢者の活動組織の支援	129
② ボランティアセンターにおける人材コーディネート	130
③ 高齢者の知恵の活用	132
(2) 地域で活躍する高齢者のリーダーの養成・活動促進	133

(1) 高齢者の寝たきり、介護予防・生活支援の推進

(1) 介護予防・生活支援

① 介護予防・生活支援事業の推進（高齢福祉課）

【事業内容】

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア・NPO・民間企業・協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスを提供することによって、高齢者が社会参加・社会的役割を持つことにつながり、このことが生きがいや介護予防につながるよう、関係団体と連携しながら、市町村が実施する介護予防事業の更なる推進を支援します。

○市町村の介護予防に関する事業

平成27年度の介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」という。）が創設されました。これにより、従来の通所型及び訪問型の介護予防事業は、引き続き対象者を限定して実施（介護予防・生活支援サービス事業）する一方で、全ての高齢者を対象にした介護予防事業（一般介護予防事業）を実施することとされました。

市町村が条例で定める場合は、新しい総合事業の実施を平成29年4月まで猶予することが可能ですが、市町村ができる限り早い時期から新しい総合事業に円滑な移行を行うためには、その受け皿の着実な整備等が必要です。

新しい総合事業に移行するまでの間は、市町村は、従来の介護予防・日常生活支援総合事業又は介護予防事業を実施し、移行後は、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を実施することとなります。

1 現行の介護予防事業

(1) 介護予防事業（平成26年4月1日現在 岐阜市を除く保険者で実施）

① 一次予防事業

地域において自発的な活動が広く実施され、地域の高齢者が自ら活動に参加することで、おのずと介護予防が推進される地域づくりが形成されます。

- ・ 介護予防普及啓発事業
パンフレット等の作成・配布、講演会、介護予防教室等の開催等
- ・ 地域介護予防活動支援事業
介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修等
- ・ 一次予防事業評価事業
一次予防事業の評価を行い、事業の実施方法等の改善を図ります。

②二次予防事業

要介護状態となるおそれの高い方を早期に把握して早期に対処することにより、要介護状態の発生をできる限り防ごうというものです。

・対象者把握事業

基本チェックリスト（※1）を実施し、対象者を把握します。

・通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業

個々の状態に応じて介護予防の観点から、運動器の機能向上（※2）、口腔機能の向上（※3）、栄養改善（※4）等のプログラムを行います。

特に、閉じこもり、うつ、認知症のおそれがある等、心身の状態により通所による事業の参加が困難な方には、訪問して必要な相談・指導を実施します。

・二次予防事業評価事業

二次予防事業の評価を行い、事業の実施方法等の改善を図ります。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（平成26年4月1日 現在岐阜市のみ実施）

要支援者や虚弱な高齢者を対象に、介護予防や生活支援サービスを総合的に提供することができるものです。

・要支援・二次予防事業

要支援者をも対象にし、予防サービス（訪問型（身体介護、生活援助 等）、通所型（機能訓練、身体介護等）や生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食等）を提供

2 新しい総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業の中で、従来実施してきた二次予防対象者の通所型介護事業、訪問型介護予防事業を実施します。

具体的には、保健師やリハビリテーション専門職等が行う短期集中予防サービスが想定されます。

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防など介護予防を推進することが目的とされています。

①介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実するために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行います。

-
- ※1 基本チェックリスト：65歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に25項目の簡単なチェックに答えていただくことで、生活機能の低下を早期に発見することができます。
 - ※2 運動器の機能向上：簡単な道具等を用いたトレーニングで、筋力向上・歩行安定性の改善など身体機能の向上を図るものです。
 - ※3 口腔機能の向上：効果的な歯磨きや口腔機能向上のための体操などにより、日常生活動作の改善、栄養改善、コミュニケーション機能の向上を図るものです。
 - ※4 栄養改善：低栄養の高齢者の栄養改善を積極的に行うことによって、低栄養の改善、身体機能・生活機能の向上を図るものです。

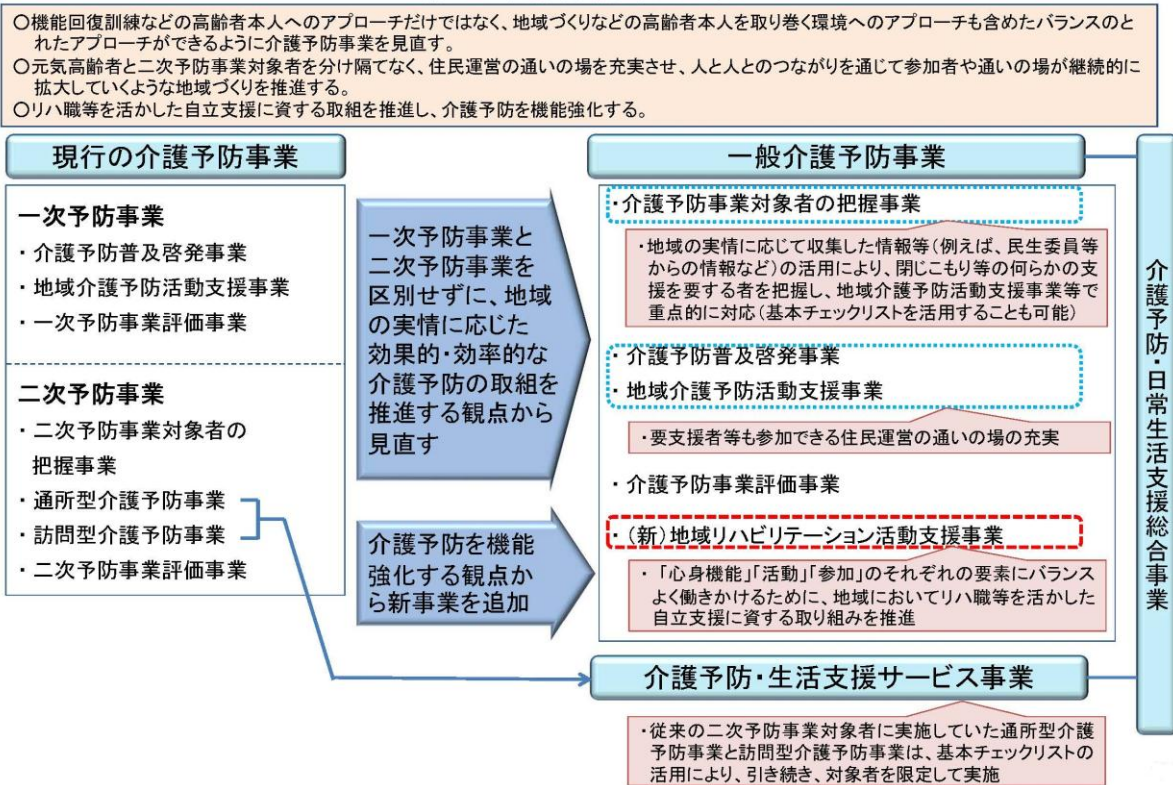
②地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

③介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防に資する活動へつなげます。

新しい介護予防事業(案)



【現状及び課題】

- 厚生労働省が平成25年度に実施した「介護予防事業の実施状況に関する調査」では、通所型介護予防事業は複合プログラムの実施が増加しており、特に運動器の機能向上プログラムへの参加者が増加しています。
- 県政モニターアンケート調査(平成26年6月実施)によると、介護予防に必要なこととして、「スポーツや体操など体を動かす」という意見が約6割を占めました。(P50参照)
- 一次予防事業では、「介護予防教室」「講演会・相談会」の開催が多く、第1号被保険者に占める参加者は約2割となっています。
 また、市町村(保険者)によっては、二次予防対象者が予防教室に参加する割合が低く、二次予防事業の更なる普及が必要となります。
 ボランティア等の人材育成や、介護予防に資する地域活動組織の育成支援は横ばいのため、さらに取り組みの推進を図る必要があります。
 高齢者一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、自ら進んで取り組むことのできる環境づくりを進めるため、高齢者に対する介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動を支援する必要があります。

- 一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、市町村が地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進できるよう、人材育成等の支援が必要です。
- 介護予防事業の効果と効率を高めるために、各市町村で事業評価を行い、事業の見直しをすることが大切です。
平成25年度の調査で二次予防事業評価を実施しているのは30市町村、一次予防事業評価を実施しているのは25市町村でした。
日常業務を通じて入手可能な評価指標から市町村ごとの評価をする技術的な支援をする必要があります。
- 新しい総合事業へ移行後は、市町村が地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進できるよう、リハビリテーション専門職等の人材確保の支援が必要です。

【目 標】

介護予防に資する住民主体の自主活動（運動教室等）がある市町村数

平成 24 年度		平成 29 年度
24 市町村	→	42 市町村

【施 策】

- 介護予防に関する市町村事業支援のため、岐阜県介護予防推進会議を設置し、介護予防関連事業の推進状況の評価、従事者の資質向上、普及啓発等について検討します。
- 要介護認定率の経年的な変化や市町村同士の事業実績の比較等を通じて、介護予防事業を評価し、効果的に事業を展開するための改善策を提言します。
- 介護予防事業従事者の資質向上を図ることを目的に、介護予防従事者研修会を開催します。
- 医師会をはじめ、保健所、老人クラブ、民生委員等に、積極的に介護予防に関する情報提供を行うなど、保健・医療・福祉との連携強化を図ります。
- 理学療法士等のリハビリ専門職の広域的な派遣調整を行い、地域における自立支援に向けた取り組みを推進していきます。
- 平成29年4月までに、全ての市町村で新しい総合事業を円滑に開始できるよう、新しい総合事業の検討状況や必要な支援についての調査等の現状把握、市町村からの相談への助言・支援、地域における好事例などの収集や情報提供、研修会の開催等を行っていきます。

②生活支援・介護予防の基盤整備への支援（高齢福祉課・地域福祉国保課）

【事業内容】

要支援者等軽度の高齢者は、日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が必要です。また、今後、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められます。

また、高齢者がサービス提供の担い手となることで、社会参加・社会的役割を持ち、それが介護予防につながることも期待できます。

これらを実現するためには、市町村において、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘とともに、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行うことが必要です。

このため、各市町村に、これらの業務を行う生活支援コーディネーターや、関係者が定期的に情報共有や連携する協議体を設置します。

【現状及び課題】

- 一部の市町村においては、コーディネーターとなれる人材探し、受け皿作りを始めているところで、研究会や協議体を立ち上げるための準備として、関係機関との話し合いや調整を行っています。
- 各市町村の特性を生かした、生活支援の整備や介護予防事業の状況調査等を行い、情報提供に努めています。
- 地域住民主体の生活支援活動やふれあいサロン活動については、各市町村の社会福祉協議会等が普及・拡大に努めていますが、そのためのボランティア講座等が十分に実施されていないことなどにより、その実施状況に大きな地域差が見受けられます。

【目 標】

生活支援コーディネーター配置市町村数

平成 26 年度		平成 30 年度
0 市町村	→	42 市町村

【施 策】

- 平成 26 年度に厚生労働省が実施した、生活支援コーディネーター養成中央研修の受講者を講師として、県内における養成研修を実施します。
- 市町村における生活支援体制の整備や介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備等について情報共有する機会を設けるほか、地域における担い手づくり、地域づくり全般の視点を持って進められるよう、積極的な情報発信と市町村支援を行います。
- 各市町村社会福祉協議会等が行うボランティア講座等、地域住民が生活支援活動等に参加できるきっかけづくりを支援します。

(2) 介護予防サービスの推進

① 介護予防サービス（高齢福祉課）

【事業内容】

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、要支援状態から、要介護状態になることをできる限り予防し、状態が悪化しないようにするために、日常生活上の基本動作がほぼ自立しており、状態の維持改善の可能性が高い人を対象として、介護予防サービスが行われています。

介護予防サービスの提供にあたっては、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要であることから、明確な目標設定を行い、一定期間後には初期の目標が達成されたかどうかを評価する「目標志向型」のサービスを提供し、利用者本人の日常生活における意欲の向上をめざします。

■ 介護予防サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
① 介護予防訪問介護 ※平成27年度以降に順次、新しい総合事業へ移行するため、経過措置として実施	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的として、介護福祉士等から、一定の期間にわたり受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のサービス
② 介護予防訪問入浴介護	居宅要支援者が、介護予防を目的として、居宅で一定の期間にわたり、浴槽を提供されて受ける入浴のサービス
③ 介護予防訪問看護	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的として、看護師等から、一定期間にわたり受ける療養上の世話又は必要な診療補助のサービス
④ 介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者が、居宅で介護予防を目的として、一定の期間にわたり受ける理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションのサービス
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	居宅要支援者が、介護予防を目的として、病院等の医師・歯科医師・薬剤師等から受ける療養上の管理と指導のサービス
⑥ 介護予防通所介護 ※平成27年度以降に順次、新しい総合事業へ移行するため、経過措置として実施	居宅要支援者が、介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等に通い、一定の期間にわたり受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練（介護予防認知症対応型通所介護に該当する者を除く。）のサービス
⑦ 介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者が、介護老人保健施設・病院・診療所等に通い、介護予防を目的として一定の期間にわたり受ける理学療法、作業療法等、リハビリテーションのサービス

※ 居宅要支援者：要支援者であって、居宅において支援を受ける人をいいます。

⑧介護予防短期入所生活介護	居宅要支援者が、特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期間入所し、介護予防を目的として一定の期間にわたり受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練のサービス
⑨介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設等に短期間入所し、介護予防を目的として一定の期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護や機能訓練等の必要な医療と日常生活上のサービス
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設（介護専用型を除く。）に入居する要支援者が、介護予防を目的として、特定施設が提供するサービス内容や担当者等を定めた計画にもとづき受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活や療養上の世話、機能訓練のサービス
⑪介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者に、福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与するサービス
⑫特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援者に、特定介護予防福祉用具を販売するサービス

②地域密着型介護予防サービス（高齢福祉課）

【事業内容】

高齢者ができる限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるように、身近な市町村で提供されるサービスとして、「地域密着型介護予防サービス」が行われています。また、地域密着型介護予防サービスの指定・指導監督は保険者である市町村等が行います。

地域密着型介護予防サービスに関するサービス内容については、次のとおりです。

■地域密着型介護予防サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
①介護予防認知症対応型通所介護	認知症の居宅要支援者が、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、その施設で一定の期間、介護予防を目的として受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練のサービス
②介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又はサービスの拠点に通所又は短期間宿泊により、その拠点で介護予防を目的として受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練のサービス
③介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症で一定の要支援状態区分に該当する要支援者（急性を除く。）が共同生活を営む住居で、介護予防を目的として受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練のサービス

【現状及び課題】

- 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成27年度から順次、市町村が行う新しい総合事業へと移行していく予定です。市町村による新しい総合事業の実施は、平成29年4月まで猶予することが可能であり、新しい総合事業の開始時期は市町村ごとに異なることが見込まれます。県としては、介護予防サービスから新しい総合事業への円滑な移行のため、市町村への支援を行っていく必要があります。

【施 策】

- 利用者のニーズにあった質の高いサービスが提供されるよう、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの円滑な利用を促進します。
- 各介護予防サービス事業所に対して、勤務体制の確保等について、事業者指導時に把握し、適正化に向けて指導します。
- 地域密着型介護予防サービスの指定・指導監督権限を有する市町村等に対して、当該事務について助言等を行うことにより、サービスの適正化を促進します。

(3)地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメント（高齢福祉課）

【事業内容】

軽度の認定者（要支援、要介護1）は、転倒、骨折、関節疾患などにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群（生活不活発病）」の状態にある方やその可能性が高い方が多いのが特徴で、適切なサービス利用により状態の維持・改善が期待されます。

要支援・要介護状態になることを防ぐ市町村の地域支援事業における「介護予防事業」・「介護予防・日常生活支援総合事業」と「予防給付」におけるケアマネジメントを一貫性・連続性を持って行うため、市町村の設置する地域包括支援センターで実施します。

①予防給付に関するケアマネジメント

対象：要支援認定を受けた高齢者

②介護予防事業（地域支援事業）に関するケアマネジメント

対象：要支援・要介護になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）

③介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）に関するケアマネジメント

対象：要支援認定を受けた高齢者、要支援・要介護になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）

【現状及び課題】

- 地域包括支援センターは、主治医、ケアマネジャー、保健師等と連携し、効果的なケアマネジメントを推進することが重要です。

そのために、具体的な実施方法や支援のための専門的知識・技術の習得、効果的なサービスが展開されるよう介護予防に関する事業評価を行う必要があります。

- ケアマネジメントを地域包括支援センターで一体的に実施することにより、介護サービス、医療サービス、地域での支え合いによる制度外サービスなど地域の様々な社会資源を活用した総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

このため、地域包括支援センター職員の専門的知識・技術の向上を図る研修を実施しています。

平成26年度実績…64人参加

【施策】

- 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが実施するものですが、市町村の状況に応じて指定居宅介護支援事業所への委託も可能であることから、地域包括支援センター職員研修で、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの具体的な進め方・手法に関する研修を実施し、専門的知識・技術を有する従事者の養成を引き続き実施します。

(4) バリアフリー住宅、住宅改修の促進による寝たきりの予防

(高齢福祉課・公共建築住宅課)

【事業内容】

高齢者、特に要支援・要介護認定者が居住する住宅に手すりが設置されていたり、段差がなく滑りにくい床であることなど、バリアフリーであることが自立を支援することにつながります。

高齢者の自立を支援し、寝たきりを防止するため、バリアフリー住宅の普及及び手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修の促進をしていきます。

介護保険の給付では、要介護認定者等の心身の状態や住宅の状況から必要と認められた場合に、実際に居住する住宅について、手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取替えなど一定の住宅改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費が支給されています。

〔居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類〕

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差の解消
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取替え
- ・ 洋式便器等への便器の取替え
- ・ その他上記の改修に付帯して必要となる住宅改修

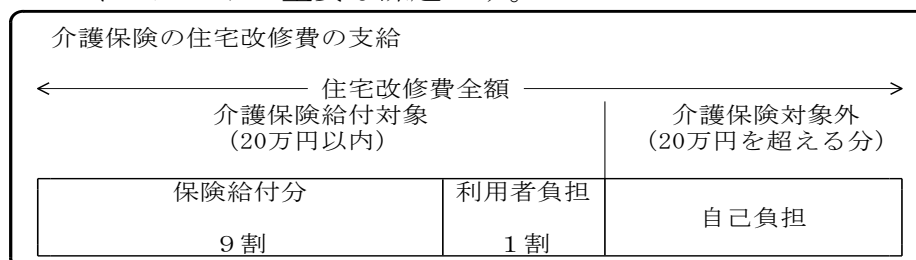
【現状及び課題】

■ 居宅介護住宅改修費等の支給状況（岐阜県計）

（単位：件）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成20年度	703	1,011	863	1,254	1,071	441	154	5,497
平成21年度	891	1,049	1,081	1,232	1,001	547	198	5,999
平成22年度	905	1,162	1,234	1,468	864	631	239	6,503
平成23年度	917	1,374	1,391	1,434	890	659	229	6,894
平成24年度	969	1,406	1,430	1,586	929	587	188	7,095

- 居宅介護住宅改修費等の支給は、要介護認定者等の状態に加え、本人が居住している住宅の状況により判断が必要になります。
- また、現在提供されているサービスを考慮し、介護予防を視野に入れた総合的なケアマネジメントが重要な課題です。

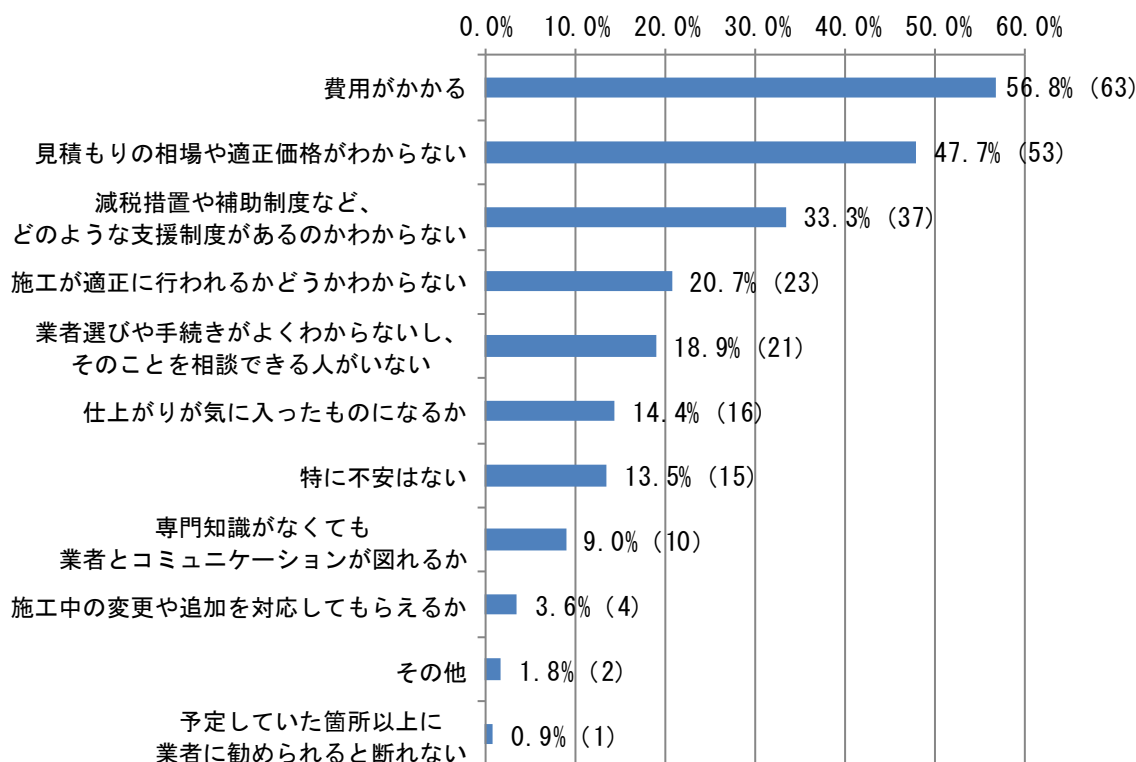


※平成27年8月1日から、一定以上の所得がある利用者は、利用者負担が2割になります。

- 高齢期においても現在の住宅に住み続けたいと考えている方が多く（P 49 参照）、住宅の劣化状況の把握や住宅のバリアフリー化など住宅のリフォームを促進する必要があります。

しかし、住宅のリフォームについては、費用がかかることや、相場や適正価格が不明といった不安を感じている人も多いことから、そうした心配を軽減するための情報発信も課題であると考えられます。

■ **リフォームを実施する際に不安に思うこと** （回答数：111人、245件）



出典：県政モニターアンケート調査（平成26年6月実施）、公共建築住宅課調

- 住宅リフォームに係る消費者相談については、高齢者が契約者となっているケースが多く、近年では悪質な訪問販売等による住宅リフォームのトラブルが問題となっています。

【目 標】

65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化（※1）がなされた住宅戸数（バリアフリー化率）

平成 20 年度	平成 32 年度
38.5%	75.0%

65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化（※2）がなされた住宅戸数（バリアフリー化率）

平成 20 年度	平成 32 年度
9.7%	25.0%

※1 一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消を満たす住宅をいいます。

※2 高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅の全てを満たす住宅をいいます。

【施 策】

- 県福祉総合相談センターにおいて、介護支援専門員などの専門職に対して実施している住宅改修研修を充実するとともに、要介護者等の家族に対し、住宅改修への理解を深めるための介護講座を充実します。また、専門家等による出張講座や関係事業者に対する情報提供や助言を行います。
- 高齢者世帯等向けの住宅建設、リフォームに対する支援を行います。
- 高齢者向けのリフォームに関する情報提供の促進及び相談体制の整備を行います。
- 住宅リフォームをはじめとする高齢者の消費者トラブルに関し、消費生活出前講座等通じて普及啓発を行います。

(2) 健康づくり・生活習慣病予防対策の推進

(1) 生活習慣病予防、早期発見・早期治療

①健康づくりの推進（保健医療課）

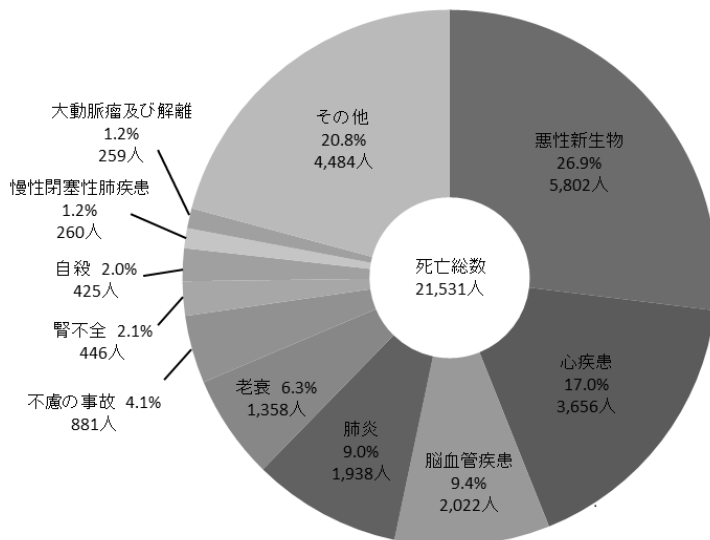
【事業内容】

本県では、県民の生涯を通じた健康づくりの実現に向けて、生活の質の向上、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を基本目標とし、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点をおいた健康増進計画「第2次ヘルスプランぎふ21」を策定し、「自分の健康は自分で守り・つくる」という原則を踏まえ、県民一人ひとりの主体的かつ積極的な健康づくり運動が定着し、広がるよう推進しています。

【現状及び課題】

- がん、心疾患、脳血管疾患による死亡者数は、総死亡者数の半数を超え、また、糖尿病による有病者数も増加しています。これらの発症には生活習慣が大きく関与しており、危険因子を取り除くような環境づくり、高齢になる前の若い時期から一人ひとりの主体的な健康づくりへの取り組みが促進されるような働きかけが必要です。

■平成24年 岐阜県の主要死因別死亡数の割合



※がん、心疾患、脳血管疾患による死亡者が全体の53.3%を占める

出典：県医療整備課調

- 本県の男性の25.9%、女性の21.1%（H23）が肥満であり、メタボリックシンドロームの予備群及び該当者の可能性があります。さらに、肥満でなくても、高血糖、高血圧症、脂質異常症は生活習慣病のハイリスクであり、適切な保健指導や受診勧奨を行うことが必要です。食生活や運動など生活習慣を見直し、生活習慣病の発症予防、重症化予防への取り組みを重視する必要があります。

- 朝食を食べない等の不規則な食習慣を継続する人や脂肪エネルギーの摂りすぎ、緑黄色野菜やカルシウムの不足など、適切な栄養摂取ができていない人が増えています。また、70歳代では6.6人に1人いると言われる高齢者の「低栄養を疑うやせ」は骨折や寝たきりになるリスクが高く、健康寿命に影響がでる心配があります。肥満でもやせでもなく、適正な体重を維持していくことが重要です。
- 我が国の自殺者数は、平成24年、25年と2年連続で3万人を下回り、本県も平成21年から減少傾向にありますが依然として高い水準にあるため、引き続き、自殺の背景にあるうつ病対策への取り組みが必要となります。
- 喫煙はがんをはじめとした循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病の他、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の発症リスクを高めます。地域社会全体で分煙・禁煙を推進していく必要があります。
- 腰痛や関節症など、運動器の障害に関する患者は、40歳代後半から増加しています。「立つ」「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりになってしまうこと、またはそのリスクが高い状態のことをロコモティブシンドロームといい、壮年期以前からの運動の習慣づけや、生活の中で身体活動を増やすことが重要です。
- 成人期は、歯周疾患が多発する時期であり、歯周疾患の進行は歯の喪失ばかりでなく、食生活の質の低下を招いたり糖尿病や心疾患などのリスクを高めることが分かっており、8020（ハチマルニイマル：80歳で自分の歯を20歯以上保とう）を目標とした口腔の健康づくりを全身の健康づくりと捉えた取り組みが必要です。

【目標】

食生活・栄養

- 低栄養傾向者*の増加の抑制（65歳以上） *BMI20以下

	平成 23 年		平成 28 年
男性	24.2%	→	28%以下

身体活動・運動

- 習慣的に運動する人の増加（65歳以上）

	平成 23 年		平成 28 年
男性	17.3%	→	27%以上
女性	34.1%	→	44%以上

歯・口腔の健康

- 自分の歯を20歯以上有する人の増加（80歳以上）

	平成 23 年		平成 28 年
	50.6%	→	55%以上

【施 策】

- 「第2次ヘルスプランぎふ21」関係団体との連携、協働を図りながら、県民一人ひとりが健康を意識し、生活習慣の基礎ができる子どもを含め、若い世代から健康づくりを実践できるように積極的に普及啓発します。
- 県及び各圏域において設置している「ヘルスプランぎふ21」推進会議やその専門部会である「地域・職域連携推進部会」などの場を通じ、関係機関との連携を図りながら、一人ひとりが特定健康診査・特定保健指導、がん検診等を受け、生活習慣病の予防、病気の早期発見・早期治療、重症化予防に努めるよう啓発します。
- 「食」に関する団体や関係機関等が連携・協働し、生涯を通じた食育を総合的かつ計画的に推進します。
- 栄養表示やヘルシーメニューを提供する「ぎふ食と健康応援店」の拡大を図るとともに、飲食店から利用者への健康情報の提供、チラシ等による店の周知、食育月間等におけるキャンペーンの実施など、健康的な食環境づくりを促進します。

「ぎふ食と健康応援店」(栄養表示)登録店舗数:1,290店舗(平成25年度末現在)

- うつ病(状態)の予防と早期治療の開始のために、「地域」「連携」「継続」をキーワードに、相談体制の充実や身近な人を見守ることのできる人の養成、普及啓発等を行っていきます。
- 「禁煙教室」等により、たばこの害に対する知識の普及に努め、たばこを吸わない(他人のたばこの煙を吸わせない)ことが一般的な社会習慣となるよう支援します。

また、国における受動喫煙防止対策の基本的な方向性を見極めつつ、各市町村や関係団体を通じ受動喫煙防止対策への取り組みに対する理解・協力を求めるとともに、岐阜労働局その他関係者と連携しながら、職場における受動喫煙防止対策を推進します。

■「禁煙教室」等、禁煙普及推進事業(たばこ対策)実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開催回数(回)	57	45	42
参加人数(人)	1,993	4,250	4,294

出典：県保健医療課調

- 成人の歯周疾患予防対策として、歯周疾患のセルフチェックや市町村、事業所での歯科健診、専門家(歯科医師・歯科衛生士)による歯科保健指導が受けられるよう支援します。
- 糖尿病の実態把握、事後管理の充実・強化を図るため、保健所が中心となって、地域の糖尿病予防、治療に関わる保健、医療関係機関・関係者による検討会や学習会を実施し、関係者間の連携、具体的な連携方策を構築します。

②健康増進事業の推進（保健医療課）

【事業内容】

市町村では、県民の健康づくりの推進、心臓病、脳卒中等の生活習慣病の発症予防やこれらの疾患の早期発見を図るため、（１）健康手帳の交付、（２）健康教育、（３）健康相談、（４）健康診査、（５）機能訓練、（６）訪問指導、（７）総合的な保健推進事業等の保健事業を実施しています。

<対象>

- （１）、（７）は40歳以上
 - （２）、（３）、（５）、（６）は40～64歳
 - （４）健康診査は以下のとおり
 - ①健康診査 40歳以上の特定健康診査非対象者
 - ②骨粗しょう症検診 40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性
 - ③歯周疾患検診 40, 50, 60, 70歳 ほか
 - ④肝炎ウイルス検診 40歳及び未受診者
- ※対象年齢は平成26年度健康増進事業実施要領による

【現状及び課題】

- 特定健診結果に応じて医療機関への受診を勧奨したり、一人ひとりの生活習慣の改善に主眼を置いた特定保健指導が必要です。
- 平成20年度から開始された特定健康診査について、生活保護受給者等特定健康診査非対象者の健康診査の普及に引き続き努める必要があります。
- がん検診受診率は近年横ばいで推移しており、受診行動を高めるための普及啓発や、受診機会の提供と受診勧奨が必要です。また、適切な方法、精度管理のもとでがん検診が実施される必要があります。
- 健康教育、健康相談は県内ほとんどの市町村で取り組まれています。今後もより良い生活習慣の普及啓発や、生活習慣改善のためのより一層の支援を実施し、壮年期（※）からの健康の保持増進、生活習慣病の予防を図っていきます。

■がん検診受診率（単位：％）

サービス名	平成24年度実績 ※1
胃がん検診 受診率	10.0※2
子宮頸がん検診 受診率	22.6※2
肺がん検診 受診率	15.6※2
乳がん検診 受診率	25.8※2
大腸がん検診 受診率	16.8※2

※1 平成24年度地域保健・健康増進事業報告（市町村が実施する健（検）診）、厚生労働省

※2 平成24年度がん検診受診率は、胃・肺・大腸・乳がん40歳以上、子宮がん20歳以上が対象
第2次岐阜県がん対策推進計画より

■健康増進事業実績

サービス名	平成25年度実績	
	実績数	実施市町村数
健康手帳 交付数（件）	14,544	33
健康教育(集団) 開催回数（回）	2,734	41
健康相談(重点・総合) 開催回数（回）	3,246	37
歯周疾患健診 受診者数（人）	6,488	39
骨粗しょう症検診 受診者数（人）	5,777	27
機能訓練 実施箇所数（箇所）	1	1
訪問指導 被指導実人員（人）	8,245	31

出典：平成25年度健康増進事業費補助金実績報告（概数）、県保健医療課

※ 壮年期：青年期を終えた40歳から64歳までのことをいいます。

【目 標】

特定健康診査受診者（40～74歳）の増加

平成 22 年度	平成 27 年度
43.0%	→ 62.1%以上

特定保健指導を受ける人（40～74歳）の増加

平成 22 年度	平成 27 年度
19.0%	→ 37.6%以上

【施 策】

- 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会により、検診の精度管理を行い、市町村が実施するがん検診等が効果的に行われるよう支援します。
- 生活習慣病や介護を要する状態とならないための予防、その他健康に関する正しい知識の普及や健康意識の啓発のため、健康教育や健康相談等が適切に実施されるよう市町村に情報提供や技術支援を行います。

(2) 地域における多様な健康法の推進 (高齢福祉課・保健医療課・農産園芸課)

【事業内容】

「自分の健康は自分で守り・つくる」という原則を踏まえ、メタボリックシンドロームの予防に重点をおいた健康づくりのほかに、地域において多様な取り組みが行われています。

【現状及び課題】

○ 音楽療法 (※1)

平成6年の「岐阜県音楽療法研究所」の開設以来、県内における音楽療法の普及、福祉・医療・教育等の現場での浸透を目指して、各種講座の開催、岐阜県音楽療法士の認定及び音楽療法の研究に取り組んで来ました。

平成23年度末で「岐阜県音楽療法研究所」は閉鎖しましたが、この間に養成した岐阜県音楽療法士は800人を超え、地域住民の健康づくりや、福祉施設での生活支援など、さまざまな場で活躍しています。

■ 福祉施設での活動実績

	平成24年度	平成25年度
施設数(数)	31	31
対象人数(人)	1,127	1,195

出典：県高齢福祉課調

今後も、音楽療法の普及、発展を目的とした活動の支援等を通して、音楽療法の一層の定着を進める必要があります。

○ 園芸福祉 (※2)

園芸福祉サポーター活動の充実と地域における園芸福祉の定着を図るため、特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会を軸とした園芸福祉サポーターの活動を支援しています。高齢者施設等で積極的に行われている園芸福祉の取り組みは、園芸を通じた高齢者の生きがいがづくりにつながっています。

平成25年度活動実績…97回

今後も、園芸福祉サポーターの活動支援を通し、園芸福祉のより一層の普及・定着を進める必要があります。

○ 食育 (※3)

食生活を取り巻く環境が大きく変化し、食生活の乱れからくる栄養の偏り、肥満ややせの増加、生活習慣病の増加などのさまざまな健康問題が生じていることから、生涯にわたって健全な食生活を送ることができる県民を育てるため、食育を進める必要があります。

特に高齢者では、孤食(ひとりで食べる)、小食(食べる量が少ない)、個食(同じものばかりを食べる)などによる低栄養を予防することが重要です。身体機能や生活機能を維持できるように、バランスのとれた栄養摂取や、安全で活力を維持するための食育を推進する必要があります。

また、食や暮らしに関する豊かな知恵と経験を地域、次世代へつなぐ役割を担っていただき、食文化の継承者として地域で活躍していただくことが、高齢者に求められています。

※1 音楽療法：音楽を聴いたり、歌ったり、楽器を演奏したりすることを通して、心や身体を刺激し、健康状態を維持、改善させることで、生活をより豊かにしていこうとする取り組みです。

※2 園芸福祉：花や野菜などを育てる園芸活動を通じた高齢者等の生きがいがづくりや介護予防、世代間交流などに取り組み、健康で住みよい地域づくりを目指す取り組みです。

※3 食育：「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、「食」を生み出す「農」の重要性を認識しながら、健全な食生活を実践することができる人を育てる取り組みです。

【施 策】

- 岐阜県医師会、岐阜県歯科医師会、岐阜県看護協会、岐阜県社会福祉協議会等との連携のもと、ふれあいサロン活動などでの地域住民自らによる専門的・効果的な健康づくり、介護予防活動の充実・活発化に向けた体制づくりに取り組みます。
- 音楽療法の普及を促進するため、市町村等関係機関への情報提供を行います。
- 医療・福祉施設、社会福祉協議会等地域における園芸福祉の普及・定着を進めるため、特定非営利活動法人岐阜県園芸福祉協会を軸とした園芸福祉サポーターの活動を支援します。
- 食育は、健康や教育、農業、食文化など幅広い分野にわたるため、関係者や食育推進ボランティア、食育応援企業等と連携し、県民が食育を実践することを支援します。
- 子どものころから望ましい食習慣を身に付け実践することができる力を培っていくために、食育講座等を実施し、家庭や学校における食育を促進します。
- 介護保険施設など給食を提供している施設において、利用者に適した栄養管理の実施や、家族等への健康情報の提供ができるよう指導します。
- 高齢者に対して、食生活改善教室や低栄養予防教室を通じて、低栄養予防に必要な情報を提供します。

(3) 生きがいつくりの推進

①老人クラブ活動等の高齢者による地域活動の支援（高齢福祉課）

【事業内容】

老人クラブは、地域の概ね60歳以上の高齢者が組織する自主活動団体で、「健康・友愛・奉仕」を柱に、健康づくり・介護予防活動（軽スポーツ、健康づくりの講習会・体力測定等）、相互支援・友愛活動、地域見守り活動、地域貢献活動等を通じて、自らの生活を豊かで健康なものとし、地域を安全で住みやすくするよう活動を行っています。

地域の単位老人クラブを基盤組織とし、各市町村及び県に老人クラブ連合会が組織されています。

【現 状】

平成26年3月31日現在の県内の老人クラブ数は2,713、クラブ会員数は196,188人で、60歳以上における加入率は28.0%です。

老人クラブでは、主に健康・生きがいつくり、地域貢献活動を行っています。

■老人クラブ会員、加入率の推移

年度	60歳以上人口（人）	老人クラブ会員数（人）	加入率（%）
平成23年度	681,940	208,119	30.5
平成24年度	693,408	202,399	29.2
平成25年度	699,707	196,188	28.0

出典：県高齢福祉課調

○ 健康づくり・予防活動の推進

- ・ 県老人クラブ軽スポーツ大会の開催
県内6地域において、県老人クラブ連合会と各6地区で共催
種目：ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク、クロッケーゴルフ、マレットゴルフ
- ・ いきいきクラブ体操の普及
高齢者の健康維持のため、全国老人クラブ連合会が普及を進める「いきいきクラブ体操」を日々の老人クラブ活動に活用できるよう、健康に関する講話を交えて普及活動を実施
平成25年度実績…18回開催、5,408人参加
- ・ 健康づくりに関する講習会の実施
高齢者の健康づくりについての知識を習得することを目的に講習会を実施
平成25年度実績…5回開催、約2,500人参加
- ・ 体力測定の実施
自身の体力の把握と運動習慣の改善のため、体力測定を実施
平成25年度実績…18回開催、1,093人参加
- ・ 健康介護予防セミナーの実施
健康づくりに加え、介護予防に重点を置いたセミナーの実施
平成25年度実績…7回開催、延べ1,095人参加

- ・ 軽スポーツ普及事業の実施
スカットボール、クロリティー、ディスクゲッター9などの軽スポーツの紹介とルール等の指導の実施
平成25年度実績…4回開催、176人参加
- 在宅福祉を支える友愛活動の展開
 - ・ 高齢者相互支援推進・啓発事業の実施
相互支援の援助技術の習得を目的とした講義、実技指導、事例検討を行う「支援活動研修会」を実施するとともに、「友愛リーダー」を選任し、「友愛訪問活動」を行うことによる普及推進を図っています。
平成26年度実績…1,159クラブが実施（県内2,713クラブ中）
 - ※友愛訪問活動とは、地域のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者の家庭、介護施設を訪問し、安否の確認や家事援助、対話等の実践活動を行うことです。
 - ・ 「地域見守り活動」の推進
地域の子どもの安全を守るため、登下校時の声かけ、地域防犯活動などの取り組みの実施
平成26年度実績…1,018クラブが実施（県内2,713クラブ中）
- 「花のあるまち、ゴミのないまちー社会奉仕の日」の推進
 - ・ 「社会奉仕の日（9月20日）」の老人クラブ全国一斉奉仕活動の実施
 - ・ 清掃活動・草木の手入れ・リサイクル活動の推進
単位老人クラブによる清掃活動や草木の手入れ、資源の有効利用のためのリサイクル活動の実施
- 「老人の日・老人週間」の推進
「老人の日（9月15日）」と「老人週間（9月15日～21日）」に一斉奉仕活動、相互支援活動、健康づくり活動を実施
- 老人クラブ生きがづくり事業の推進
 - ・ 老人クラブ芸能大会の開催
県内6地区から選出された団体が歌や踊り、楽器演奏などの各種芸能コンクールの実施
平成26年度実績…14団体、241人が選出
 - ・ 老人クラブ作品コンクールと作品展の開催
県内6地区から応募された文芸・美術作品についてコンクールを実施し、作品展を開催
平成26年度実績…文芸102作品、美術150作品の応募
- 交通安全、悪質商法に関する意識啓発
 - ・ 高齢者の交通事故を防止するため、単位老人クラブ等の身近なところで研修会を開催
 - ・ 高齢者を狙った悪質商法の被害を防止するための研修会の開催

【課題】

- 高齢者の健康づくりを推進するためには、「健康は自ら学び、自ら守り、自らつくる」という考え方の定着を図っていくとともに、効果的な事業を継続して実施する必要があります。老人クラブが地域に根ざした団体であるという特徴を活かし、市町村や自治会等と連携して地域ぐるみの健康づくりとして取り組んでいく必要があります。

- また、地域での支え合いや高齢者自身の生きがいを推進するため、多様な会員、組織となるよう会員の加入を促進し、地域を住みやすく豊かにする活動や会員同士の趣味の活動など、魅力的で活発な活動が行われるよう支援していく必要があります。

イベントやスポーツ、レクリエーション活動への参加だけでなく、地域貢献活動への参加を促進していくために、リーダー養成により地域貢献活動の活性化を図っていく必要があります。

- 安全で安心な地域社会を実現するため、子どもの見守りや防犯活動等、地域の実情に応じた多様な活動が必要とされており、自治会、民生委員、社会福祉協議会、警察署等との連携による地域見守り活動の推進が望まれています。
- 単位老人クラブへのヒアリング調査（平成26年6～7月実施）では、ほとんどのクラブで、会員数の減少及び役員のなり手の不足が課題に挙げられました。
- 地域包括ケアシステムの実現のためには、元気な高齢者の社会参加が推進され、生活支援の担い手として活躍することが求められており、地域の主要な高齢者団体としての老人クラブの役割はますます高まることから、市町村と協力しながら、引き続き老人クラブに対するバックアップを進めていく必要があります。

【施 策】

- 介護予防の観点から、健康づくり事業や生きがいをづくり事業等を実施する市町村老人クラブ連合会や県老人クラブ連合会に対して、重点的に助成をすることにより支援します。
- 老人クラブ活動の促進を図るため、広域的な交流やリーダー養成などの取り組みを行う市町村老人クラブや県老人クラブ連合会の活動に対して助成します。
- 友愛訪問や仲間づくり、地域見守り活動を行っている老人クラブへの助成を重点的に行い、高齢者の孤立をなくしたり、地域児童の安全を守るなどの地域で支え合う基盤づくりを支援します。
- 制度外サービスの整備・充実を促進するため、老人クラブも主要な関係団体として参画する地域での支え合い活動の拠点づくり（高齢者の引きこもりを防ぐためのサロン活動など）を支援します。

②スポーツを通じた健康・生きがづくり (高齢福祉課・スポーツ推進課・体育健康課)

【事業内容】

県では、高齢期においても住み慣れた地域（在宅）で、健康で心豊かなくらしを送ることができるように、スポーツを通じた高齢者の健康・生きがづくりを支援しています。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催される平成32年には、本県において「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を開催することから、健康・生きがづくりに対する機運をさらに高めていきます。

【現 状】

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手団派遣
スポーツ・イベントを通じて全国の高齢者がふれあい交流を図る「全国健康福祉祭」（ねんりんピック）に県選手団を派遣しています。

- 各市町村に総合型地域スポーツクラブの設立
子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が、さまざまな種目のスポーツに触れ、楽しむことのできる総合型地域スポーツクラブ（年齢と種目の垣根をこえた、地域住民主体のクラブ）を各地域に設立・育成支援をしています。

総合型地域スポーツクラブ数…67クラブ（平成27年1月現在）
スポーツ実施率（成人の週1回以上）…42.1%（平成25年12月調査）

- 岐阜県民スポーツ大会の開催
年齢に関係なく高齢者も参加できる県民総参加型の「岐阜県民スポーツ大会」を開催しています。また、80歳以上で今も現役でスポーツに親しんでいる県民をスポーツグランプリと称し表彰を行っています。

■岐阜県民スポーツ大会参加者数 (単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数	国体開催のため中止	19,375	18,526

出典：県スポーツ推進課調 ※平成26年度の数は冬季種目参加者数を含まず

- 県立学校の体育施設の開放
生涯スポーツを推進するため、学校教育に支障がない範囲内で県立学校の屋外・屋内体育施設を開放しています。

■県立学校の体育施設の開放学校数と使用者数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開放学校数（校）	38	39	40
延べ使用者数（人）	43,968	50,613	57,449
延べ使用日数（日）	1,346	1,433	1,349

出典：県教育委員会体育健康課調

- 県老人クラブ軽スポーツ大会の開催（P120参照）

【課 題】

- 団塊の世代が高齢化を迎えるなか、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりがさらに重要となっています。
- 介護予防の観点から、元気な高齢者に対する生きがい、健康づくりの重要性が高まっています。

【目 標】

スポーツ実施率(成人の週1回以上のスポーツ実施率)

平成 25 年度		平成 32 年度
42.1%	→	65.0%

【施 策】

- 公益財団法人岐阜県教育文化財団と連携し、スポーツを通じた健康づくり、生きがいつくりを支援するため、スポーツ及び文化活動の交流大会を開催するとともに、全国大会等に県選手団を派遣します。
- 生涯を通じて取り組む文化・スポーツ活動の機会を支援・促進します。
- 県立学校の屋外・屋内体育施設を開放するなど、身近な場所で気軽にスポーツに親しめる場を提供します。
- 高齢者でも気軽にできるレクリエーションスポーツの普及・振興を図っていきます。また、平成28年9月に「第70回全国レクリエーション大会in岐阜」を開催します。
- 平成32年の「全国健康福祉祭」(ねんりんピック)の本県開催に向けて、普及・啓発を行い、健康・生きがいつくりに対する機運をさらに高めていきます。

③生涯学習、地域活動を通じた生きがづくり (環境生活政策課・地域福祉国保課)

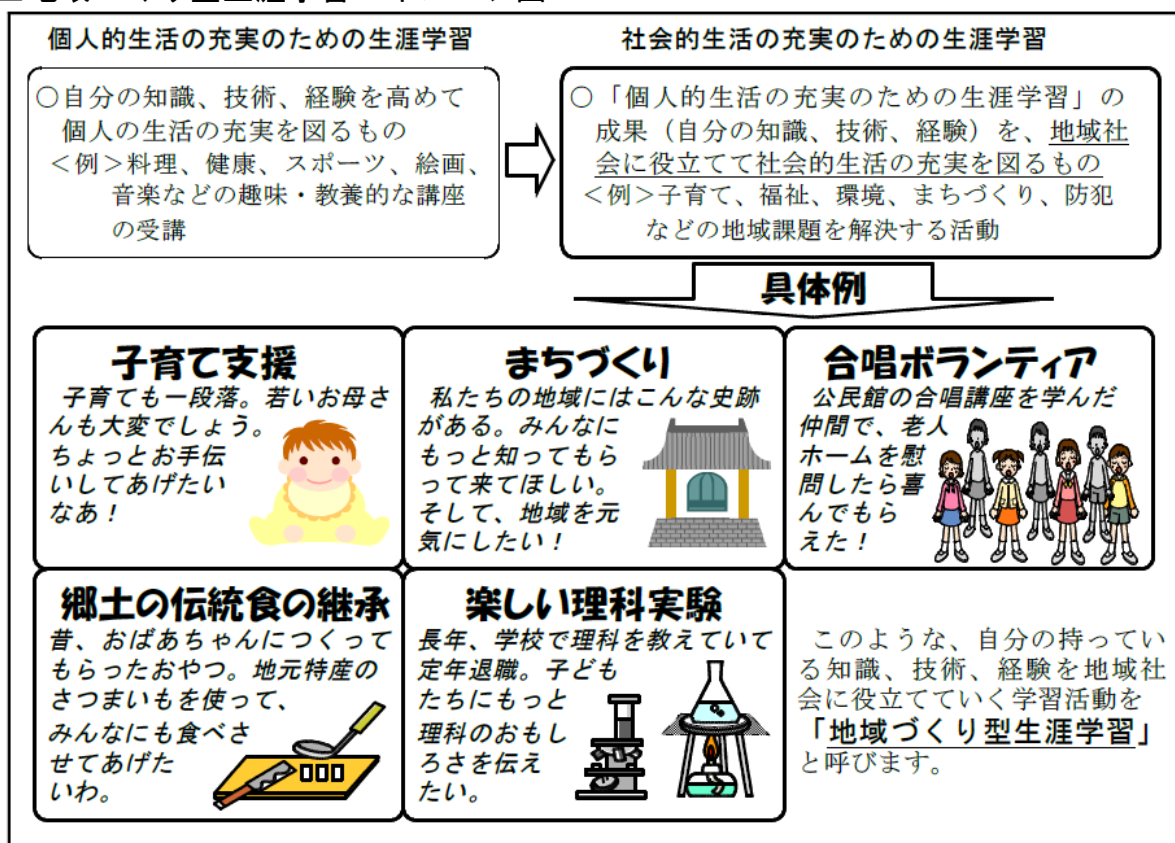
【事業内容】

社会状況が急激に変化し、人と人、人と地域のつながりが弱体化する中で、県民の地域・社会への主体的な参加を促進し、生涯学習の学びによる個人の自立と高齢者をはじめとする県民一人ひとりが地域社会の中で役割を持ち、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることができるよう、県民の生涯学習を推進します。

【現状及び課題】

- 社会の成熟化・高齢化の進展などの社会状況の変化に伴い、生きがづくりや自己実現に対するニーズが高まる中、県では平成23年度に新しい「岐阜県生涯学習振興指針」を策定し、生涯学習による学びの成果を、子育て、まちづくりなどの身近な地域の課題の解決に役立てていく「地域づくり型生涯学習」を推進しています。

■地域づくり型生涯学習 イメージ図



- 県が実施した「市町村における『地域づくり型生涯学習』に関する調査」(平成26年12月)では、県内の29市町村が「地域理解を深める講座(ふるさと講座や地域学講座)」を実施、20市町村で「地域課題に関する講座」を実施しています。

平成26年度実績…「地域理解を深める講座」29市町村、56講座開催
 「地域課題に関する講座」20市町村、40講座開催

- 「県政モニターアンケート調査」（平成26年7月）によれば、「見守りネットワーク活動や助け合い（生活支援）活動など、地域での支え合い活動に参加したいと思いますか」という問いに対し、「今は参加していないが、機会があれば参加したい」と回答した方は最も多く53.7%に及んでいます。
- NPO（民間非営利組織）・ボランティア活動や地域活動に「参加したい」という意識はあるが、地域活動などの実践活動に踏み込めない県民に対し、改めて活動の場づくりやきっかけづくりを行い、地域・社会への参画を促進する必要があります。

【施 策】

- 地域で活躍する人材の養成とともに、地域づくり活動に参加するきっかけづくりを行うことにより、「地域で活躍する人づくり」を推進します。
 - ・ 地域づくり活動の実践を学ぶ長期型の地域づくり活動実践講座や、大学等高等教育機関との連携による人材養成講座を開催し、地域づくり活動を創出する人材を養成します。
 - ・ 地域づくり活動への導入となる短期型の地域づくり活動デビュー講座を開催し、地域づくり活動への参加を促進するきっかけとします。
 - ・ 大学等高等教育機関と連携して、防災・少子化・環境・地域活性化などの多様な地域課題を学ぶ機会を提供します。
- 地域で活躍する場づくりや生涯学習情報の提供と生涯学習相談を行うことにより、「地域・社会への参画」を促進します。
 - ・ 地域づくり活動の実践を学ぶ長期型の地域づくり活動実践講座を通して、養成した人材が活躍する場を作ります。
 - ・ NPO・ボランティア団体等の生涯学習関係者が活動内容の発表や情報交換を行う場となるフェスティバル等を開催し、地域での活躍の場づくりを進めます。
 - ・ 生涯学習情報の提供やメールマガジンによる情報提供及び対面による生涯学習相談を通して、地域・社会への参画を促進します。

(4) 産業の担い手としての高齢者の就労促進

(1) 高齢者の就労促進 (労働雇用課)

【事業内容】

高齢者の労働力を活かすため、国の委託訓練制度を活用し、関係機関と連携しながら、人材の育成や就労促進に取り組みます。

【現状及び課題】

- 高年齢者（※）も受講できる職業訓練の実施
高年齢者を含む離職者の早期就労を支援するため、短期間（3～4か月）の職業訓練を実施しています。
- 少子高齢化が進展し、現役世代の労働力人口の減少が予想されている中、活力ある地域社会を維持していくためには、高齢者を地域の新たな担い手として位置付け、意欲のある高齢者が働き続けることができる環境づくりが課題となっています。

【施策】

- 高年齢者を含む離職者が新たな技能を身につけ、地域の担い手として活躍できるよう、ニーズに合った公共職業訓練メニューを設定し、就業機会の拡充を図ります。

※ 高年齢者：55歳以上の人をいいます。

(2) 高齢者の生きがい就労促進

① シルバー人材センター連合会への支援 (労働雇用課)

【事業内容】

公益社団法人岐阜県シルバー人材センター連合会は、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を目的として、地域における日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を会員に提供している市町村シルバー人材センターに対する指導・育成等を行っており、県は国と共に当該連合会の活動を支援しています。

【現状及び課題】

- 岐阜県シルバー人材センター連合会の現状
 - ・ 平成26年10月1日現在40団体（41市町村）が加盟

- シルバー人材センターの課題
 - ・ 近年の会員の傾向として、就業意欲の減退、退職前に従事していた職種以外の職種への関心の低さや抵抗感から、センターが紹介する職種と会員が希望する職種とのミスマッチが課題となっています。
 - ・ 一方、少子高齢化の急速な進展に伴い、深刻な労働力不足が懸念される中、高齢者の労働力としての活躍に期待が寄せられています。

【施策】

- 岐阜県シルバー人材センター連合会補助事業
 - シルバー事業を全県的に展開し、事業の一層の拡大、会員の能力開発等を行う県シルバー人材センター連合会の活動を支援するため、運営費に対する補助を行い、シニア人材の育成や就業先の開拓を通して高齢者が活躍できる機会を拡大し、人手不足解消と活力ある地域社会の形成を図っていきます。

②農業等への就労支援（農業経営課）

【事業内容】

高齢者の生きがいつくりのみならず、農地を守り、次の世代へ農業を継承していくためにも、意欲のある高齢者の就農を支援しています。

【現 状】

○ 新規就農・就業サポート事業

高齢者を含むUターンや新規参入等のニーズに対応して、就農意欲や農業に関する知識・技術の習得段階に応じた各種講座を開設しています。

・ 農業やる気発掘夜間ゼミ

就農に関心のある方を対象に、農業の基礎知識を夜間に座学で学ぶ研修

平成26年度までの実績…1,011人が受講（平成27年1月現在）

・ 農業で夢再発見研修

就農意欲の高い方を対象に、就農に必要な技術・知識を岐阜県農業大学校において4か月間で集中的に学ぶ実習形式の研修

平成26年度までの実績…178人が受講（平成27年1月現在）

・ あすなる農業塾

先進的な農業者の元で、原則1年間、実践技術や経営手法等を学ぶとともに、就農に必要な農地の確保等の支援を受ける就農を前提とした研修

平成26年度までの実績…77人が受講（平成27年1月現在）

・ 地域就農支援活動サポート事業（栽培技術研修）

県、市町村、JA、生産者等で構成する「地域就農支援協議会」が行う、就農希望者を対象とした栽培技術研修

平成25年度実績…211人が受講

平成26年度実績…179人が受講予定（平成27年1月現在）

【課 題】

- 定年退職を迎えた高齢者が、社会における役割を持って生活を続けることは充実した高齢期を送るうえで重要です。このため、就労とボランティアの中間にあたるような、主に生きがいつくりを目的としながら、幾分かの対価を得る就労も広く行われており、多様な就労形態を支援していく必要があります。
- また、少子高齢化の進展により就労者が高齢化していく中、高齢者が長年培った知識・経験は地域農業を支えるために不可欠となっており、意欲の高い高齢者を農業の担い手へと円滑に誘導する仕組みを構築していく必要があります。

【施 策】

- 地域農業の維持・発展のため、定年帰農者は多様な農業の担い手として位置付け、円滑に就農できるような支援を引き続き実施します。

(5) 高齢者の活動支援及びリーダー養成

(1) 高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援

① 高齢者の活動組織の支援 (高齢福祉課)

【事業内容】

高齢者の地域活動の受け皿となり継続的な活動を展開する組織として、老人クラブや地域の高齢者組織などの活躍が期待されています。そこで県はこれらの組織を支援しています。

また、県内の老人クラブは、全国的にも高い組織力・行動力を備え、地域活動や生きがい活動において大きな成果を上げています。

今後、増加が懸念される閉じこもり高齢者への対応や、孤独や虐待などの高齢者の悩みへの対応にもその取り組みが期待されています。

【現 状】

○ 老人クラブ活動の支援

元気な老人クラブ会員が介護や家事等の援助活動に必要な技術を修得し、地域のひとり暮らしや寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、介護や家事援助、話し相手などの活動を行う「高齢者相互支援推進・啓発事業」への助成を行っています。

同じ地区の高齢者が軽スポーツを通じて、お互いの交流を図る「軽スポーツ大会」への支援を行っています。

【課 題】

- 地域福祉の推進やコミュニティづくりには高齢者の活力・交流が不可欠であり、施策の一層の充実が必要です。高齢者がお互いにコミュニケーションをとることができる取り組みを検討していく必要があります。
- 老人クラブは、地域の高齢者活動に欠かせない存在ですが、高齢化の進展に伴う職業生活の長期化、競合する活動や諸組織の増加、個人の価値観の多様化など取り巻く環境の変化により、組織率も低下の傾向にあります。
- 老人クラブを通じて活動する高齢者が、さまざまな形で地域活動に取り組み、地域貢献できる活動を支援していく必要があります。
- 地域包括ケアシステムの実現のためには、元気な高齢者の社会参加が推進され、生活支援の担い手として活躍することが求められており、地域の主要な高齢者団体としての老人クラブの役割はますます高まることから、市町村と協力しながら、引き続き老人クラブに対するバックアップを進めていく必要があります。

【施 策】

- 閉じこもりがちな高齢者とコミュニケーションを図り、孤立化予防活動を支援します。
- 高齢者の仲間づくりや、老人クラブ会員の特技や技能を活用した各種サークルの創設や運営を通じて、魅力ある老人クラブづくりを支援します。
- 高齢者の孤立を防ぐための「友愛訪問活動」や、地域児童の安全を守るための「地域見守り活動」を行っている老人クラブへの助成を重点的に行い、地域貢献活動に対する取り組みを支援します。

②ボランティアセンターにおける人材コーディネート（地域福祉国保課）

【事業内容】

県社会福祉協議会と各市町村社会福祉協議会内にボランティアセンターが設置され、ボランティア活動をしたい人と、ボランティアによる援助を必要とする人とをつなぐマッチング機能のほか、ボランティア意識の醸成及び情報提供、研修会による人材育成などが行われています。

また、近年では、大規模災害時において、全国から集まるボランティアの受入れ調整の役割も期待されています。

【現 状】

○ 県では、市町村ボランティアセンターの各種活動を支援するため、県ボランティアセンターの運営と各種事業を支援しています。

また、県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーター研修及びボランティアリーダー研修の開催を支援しています。

■ ボランティア団体数とボランティアセンターへの登録団体数等

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ボランティア団体数	2, 214	2, 269	2, 269	2, 491	2, 552
ボランティア数（人）	96, 952	119, 072	119, 072	112, 321	121, 314

出典：県ボランティアセンター調

■ 各研修会開催実績（参加人数）

（単位：人）

研 修 会	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ボランティアセンター実践検討会議 （ボランティアコーディネーターが参加）	35	33	35	38
ボランティアリーダー養成研修	64	84	63	41
災害ボランティアコーディネーター講座	2	2	—※	—※

※災害ボランティアコーディネーター講座は平成 24 年度以降、災害ボランティアセンター立ち上げ支援訓練として実施されています。

出典：県地域福祉国保課調

【課 題】

○ 地域活動を通じて社会に貢献したいと考えているものの、情報不足や参加するきっかけがないなどの理由で、活動につながっていない現状があります。マッチングを担う市町村ボランティアセンターの活動の促進が求められます。

また、地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、ボランティアコーディネーターには、個々のニーズとボランティア活動との需給調整とともに、地域の福祉課題に対応するボランティア活動促進のためのコーディネートや企画提案が求められます。

【施 策】

○ 県では、地域におけるボランティア活動の振興拠点である市町村ボランティアセンターの機能の強化と、それに向けた県ボランティアセンターによるボランティアコーディネーターの資質向上への取組を支援します。

- ・ 各種フォーラムなど機会を捉えた地域での支え合い意識・ボランティア意識の高揚を図るとともに、県内ボランティアの活動・活用事例の情報発信、情報共有に努めます。

参考：県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）の取り組み

- ・ ボランティア活動に関する普及・啓発、情報提供体制の充実に向けて、ホームページや情報誌の作成をはじめとする効果的な広報を実施します。
- ・ 地域でのボランティア活動の中心となるリーダーの発掘と育成を行います。
- ・ 市町村ボランティアセンターで、マッチングなどを担うボランティアコーディネーターに対する研修を実施します。
- ・ 地域におけるボランティア活動の拠点機能の充実に向けて、市町村ボランティアセンターと県ボランティアセンターとのネットワーク、連携体制の強化を図ります。
- ・ 災害時に備え、市町村災害ボランティアセンターの活動に係る研修を実施します。
- ・ 社会貢献活動を行う企業、福祉施設、ボランティア団体・NPO及び各市町村社会福祉協議会がパートナーとなり、必要な資源（モノ、ノウハウ、情報）を共有できる機会を提供します。
- ・ 平成 26 年度に本県で開催した全国ボランティアフェスティバルをきっかけに、ボランティア活動への理解、参加の拡大及び相互ネットワークの強化を進めます。

③高齢者の知恵の活用 (保健医療課・教職員課・社会教育文化課)

【事業内容】

やがて訪れる3人に1人が高齢者という超高齢社会において、高齢者が家庭や地域生活を支える役割を担わなければ、地域社会そのものが成り立たなくなることが考えられます。

戦後の混迷と激動の時代を生き抜いた高齢者には、人生や生活についての先輩として多くの経験・知恵が備わっています。県は、高齢者のこれらの生活者としての知恵を生かせるよう支援しています。

【現状及び課題】

○ 食生活改善推進員協議会の活動への支援

食生活改善推進員協議会では、高齢者を対象として「食べること」に対する意欲を向上させ、元気で長生きできるための「低栄養予防教室」等を開催しており、その活動を支援しています。

○ 放課後子ども教室

放課後等の子どもたちの安心・安全な居場所づくりとして市町村が実施する放課後子ども教室に、高齢者の方も地域住民として参画し、子どもたちとの交流や安全確保のための見守りを行っていただいています。

○ 団塊シニア教員人材バンク

企業や行政等の第一線で長年活躍し退職を迎えた団塊世代の豊かな経験を教育の現場で活かすことを目的に、教員免許状を所有し、教育に熱意を持った人材を「団塊シニア教員人材バンク」に登録して、県内の公立小・中・高・特別支援学校で、常勤講師又は非常勤講師に任用する取り組みを行っています。

■ 団塊シニア教員人材バンクの登録者数(平成26年12月末現在)(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者数	65	65	68

出典: 県教育委員会教職員課調

○ 少子化が進むにつれ、地域の守り手、文化の守り手としての高齢者の役割が増加しています。

今後、これら高齢者の生活者としての多様な分野での知恵を、地域に還元していくための仕組みをいろいろな角度から考えていく必要があります。

【施策】

○ 食生活の改善(食育)や地域での道德教育等、家庭や地域に課せられた役割は幅広く、生活の達人として高齢者が活躍できる分野は多種多様であるため、高齢者の知恵が多く面で生かされるよう、市町村との連携やNPO等との協働を図りながら、効果的な事業を検討します。

○ ホームページなどを利用し、「団塊シニア教員人材バンク」の登録を促進します。

(2) 地域で活躍する高齢者のリーダーの養成・活動促進 (高齢福祉課)

【事業内容】

ボランティア活動や地域貢献活動に継続的に取り組んでいくためには、その中心となるリーダーに広い見識と調整力が求められます。

高齢者のリーダー養成のための様々な研修等を実施している老人クラブ活動を支援しています。

【現状及び課題】

- 高齢社会に対応した十分な数のリーダーを養成するとともに、活動組織の多様化に応えられるよう研修内容等を充実させていく必要があります。
- 今後、団塊世代の地域社会への回帰が始まるなか、老人クラブが行っている生きがいくくりや社会貢献活動をおこなうリーダーの重要性が高まってきます。

【施策】

- 老人クラブにおけるリーダーの養成
 - ・ 女性リーダーの養成研修
毎年8月に女性リーダー研修会を実施しています。
県下全域より、約100人の女性老人クラブ会員が参加し、テーマを決め、意見交換を行います。
 - ・ 友愛リーダーの養成
平成25年度末までに約1,200人ものリーダーを養成し、当該リーダーは地域貢献を継続しています。
※友愛リーダーは、老人クラブ会員及び地域高齢者に対して高齢者支援についての啓発を行います。
- 岐阜県老人クラブ連合会等への支援
介護予防講習など老人クラブのリーダー育成・指導を行っている岐阜県老人クラブ連合会や市町村老人クラブ連合会を支援します。